

# さいきし 佐伯市地域おこし協力隊員の募集について

佐伯市は、大分県南東部に位置し、平成17年の1市5町3村の大合併で、面積903平方kmの九州で一番広い面積を持つまちとなりました。祖母・傾国定公園や日豊海岸国定公園など、豊かな一流の自然を有する本市は、山・川・海の豊かな自然や温かい人情などを生かし、それらを愛し、継承していく「佐伯人（さいきびと）」を育成していくことで、『地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり』を目指し、取り組みを進めていきます。

令和元年12月現在、佐伯市では12名の地域おこし協力隊が、インバウンド事業や水産業の振興、菌ちゃん野菜の普及活動などに取り組んでいます。一方で、地域では少子化・高齢化に歯止めがかからず、地域コミュニティ力の減退や、産業の担い手不足が深刻化しています。

そこで、地域コミュニティの維持・活性化を図るため、地域の人たちと共に地域づくりに取り組み、地域への定住を目指す「佐伯市地域おこし協力隊」を募集します。

## 1 募集要領

○活動開始日：令和2年4月1日から

（※活動開始日は市と協議のうえ、調整することができます。）

○申込受付期間：令和2年1月21日（火）～令和2年2月28日

○提出方法：応募用紙を佐伯市役所地域振興課まで持参又は郵送（E-mail可）してください。

## 令和2年2月28日（金）必着

○募集内容：

	担当課	地域	募集内容	募集人数
①	農林課（水田・畜産係）	佐伯市全域	畜産業の実践と推進	1名
②	上浦振興局	上浦地域	上浦地域での情報発信（SNS等） 養殖マグロの普及と地域振興	1名

○選考の流れ等について：

（1） 1次選考（書類審査）

提出書類による選考のうえ、その都度結果を応募者に通知します。

（2） 2次選考（面接）

1次選考合格者について、原則佐伯市役所で面接を行います。

（面接官の日程調整の上、随時）

※45歳未満の制限はありますが、お試し滞在補助（交通費、宿泊費）の活用可能です。

## 2 募集要件

### ○全募集共通事項：

- ・地域コミュニティに根ざした地域づくりに意欲がある人
- ・募集開始日（令和2年1月21日）時点で政令指定都市又は三大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村振興、離島、半島等に該当しない市町村）に在住し、佐伯市内の活動地区内に住民票を異動して居住できる満20歳以上の人
- ・協力隊の活動期間終了後も佐伯市に定住し、就業しようとする意欲を持っている人
- ・心身ともに健康で、地域協力活動に誠実・熱心に取り組むことができる人
- ・パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、インターネット、SNS等）ができる人
- ・無線ネットワーク対応のパソコンを有している人（原則モバイルWi-Fiルーターは、市が貸与します。）
- ・普通自動車運転免許証を有している人
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない人

### ○募集内容ごとに求められる要件：

	担当課	要件
①	農林課（水田・畜産係）	佐伯市で畜産業の就農を検討している人
②	上浦振興局	情報発信や事業企画経験者 養殖マグロの活用（普及や地域活性、拠点づくり）に興味がある人

## 3 業務概要

原則は、募集地域内での募集内容に沿った活動が基本となります。

### ○全募集共通業務内容

- ・地域おこしの企画提案と実践
- ・地域活動への参加及び参画（地域のイベント、祭祀、歴史、文化、伝統芸能の継承活動等）
- ・地域情報の発信
- ・地域に根ざした活動（清掃作業、地域の祭りの参加、消防団の積極加入等）
- ・活動に必要と思われる研修会、連絡会議、地域の集会等への参加
- ・隊員としての任期終了後の定住に向けた生活基盤の構築活動

## ○募集内容ごとの主な業務内容

共通業務に加え、地域ごとの主な業務内容は次表のとおりです。

	担当課	業務内容
②	農林課（水田・畜産係）	①佐伯市内の畜産農家での畜産技能及び知識の習得と実践
③	上浦振興局	①上浦地域のPR事業（情報発信、イベント企画） ②マグロに特化した特産品の開発 ③マグロによる拠点づくり（販路の開拓、市内でのマグロ料理取扱店拡充）

## 4 待遇について

○雇用形態・期間：非常勤の会計年度任用職員として、市長が任用します。

任用期間は、令和2年4月1日～令和3年3月31日まで。

※任用期間は、年度毎に更新することができ、最長3年間まで延長できます。

※地域おこし協力隊員としてふさわしくないと市長が判断した場合には、任期中であっても任用を取り消すことがあります。

※任用開始日は市と協議のうえ、調整することができます。

○報酬等：月額 147,200円（社会保険など本人負担分が差し引かれます。）

期末手当が6月と12月に支給されます。（6月は在任月数の関係で、本来支給される額の3割分となります。）

○通勤手当：住居から勤務地の距離に応じて、市が定める額が支払われます。

○その他の手当：なし

○福利厚生等：

【保 険】健康保険、雇用保険、厚生年金に加入します。

【住 居】活動期間中の住居賃借料を月5万円まで市が負担します。

住居は原則活動地区内となり、市と相談の上入居物件を選択していただきます。

【活動費】活動に必要な事務用品等は市が用意します。

○勤務時間：月15日勤務で、午前8時30分から午後5時までとなります。

（上記時間外（早朝、夜、休日）にも活動の場合があります。その場合は相応に他の勤務時間を短縮します。）

○副 業：勤務日以外の時間で、業務に支障がない範囲で可能です（ただし、内容によります）

○定住に向けた取り組みについて

- ・大分県等が主催する各種研修会への参加、業務に必要な資格の取得、佐伯市内の企業の就職説明会の参加、起業に向けた補助金等の創設等、隊員のフォローアップを行っています。

○応募者、採用後の隊員本人が負担する主な経費：

(1) 応募者が負担

- ・ 応募用紙等郵送代（郵送の場合）
- ・ 2次選考（面接）時の面接会場までの往復旅費（宿泊費含む）（45歳未満の方は、お試し滞在補助（交通費、宿泊費の一部を補助）を活用出来ます。

(2) 隊員本人が負担

- ・ 社会保険料（本人負担分）
- ・ 着任時及び退任時の引っ越し費用
- ・ 委嘱前の住居費
- ・ 住居の家財保険料
- ・ 生活用品、生活備品の費用
- ・ 住居の水道光熱費等
- ・ 自己都合による帰省費用、旅費及びその他経費

5 その他

佐伯市で生活するためには、公共交通が都会のようにはありませんので、自動車やバイク等が必須です。

【申し込み・問い合わせ先】

〒876-8585

大分県佐伯市中村南町1-1

佐伯市役所 地域振興部 地域振興課 移住・定住推進係

電話 0972-22-3033 F A X 0972-22-0025

E-mail saiki-eiju@city.saiki.lg.jp